## 〇第6次延岡市長期総合計画「後期基本計画」及び「延岡新時代創生総合戦略」に関する パブリックコメント一覧及び回答

No	意見の概要	市の考え方
1	スケジュール、担当課等、具体的な実現プロセスが 分からない。	長期総合計画後期基本計画は、本市における最上位の計画であり、都市像及び基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものであるため、個別の事業スケジュールや担当課等については記載しておりませんが、本計画はあくまでも実行するための計画であり、今後の個別の事業に関する情報については、市ホームページや広報誌等で情報発信を行ってまいります。
2	第6部第5章に、「使命感を持って市民と向き合う市役所を目指して」との表記があることは評価できる。また、第6部のうち、第1章、2章、5章は共感が持てる。 前期計画に比べて、進歩していると思う。	第6部5章については、100人市民会議における「延岡市職員の高い意識やモチベーションが求められている」という意見や、少子高齢化が進む中、これまで以上に当事者意識を持つことが必要である現状を踏まえ、一人ひとりの職員の意識改革を推進し、使命感を持って業務を行うという方向性を定めるために内容を見直しています。 策定にあたっては、本市を取り巻く大きな社会・経済の動向や取組状況に応じた見直しを行っており、章の新設や新たなキーワードを盛り込んだほか、既存の章の名称や内容についても全体的に見直しを行っています。
3	市民・事業者、行政との関連において、法で定められた行政手続きをきちんと実行する、といった基本的な部分の記載が不十分ではないか。立派な計画も必要だが、当たり前のことを当たり前に行うといった地道な業務も大事だと思う。	長期総合計画は、施策の基本的方向及び体系を示す ものであることから、個別の行政手続きについては記載を 行っておりませんが、前提として、市が各施策の実施や市 民サービスを提供する際には、法に則って遂行していま す。

計画の策定にあたっては、「100 人市民会議」や個別 特に市民には、まちづくりに関心を持ってもらい、延岡 が少しでも住みよいまちとなっていくことを期待している。 部会の開催をはじめ、市民意識調査、審議会、講演 会、未来の延岡アイデア募集、キャッチフレーズ募集、パブ リックコメント等、様々な機会を通して多くの市民の皆様に ご参画いただくとともに、適宜情報発信を行い、まちづくり に関する機運の醸成を図ってまいりました。 また、このたびキャッチフレーズ案は「輝く未来へ あなたが 主役 新延岡物語」としており、まさに市民の皆様に主役 4 としてまちづくりに積極的に関わっていただくことを考えており 今後はこの計画について更にPRを行い、一人でも多 くの市民の皆様にまちづくりに関心を持っていただくよう取り 組んでまいります。 第2部第6章 工業の振興 延岡市メディカルタウン構想につきましては、医療機器 メディカルタウン構想の推進について。 の研究開発の促進や地場企業の医療関連産業への参 今後は新規医療機器・救護機器、リハビリ及び体力 入支援等を目的としています。 維持増強機器・医薬品等の開発・製造に必要性を感 現在、地元事業者により予防や介護といった分野も含 じる。特に医薬品や栄養補助剤は、第一次産業も参 め、医療関連機器の開発、製品化等が進んでおり、引き 加できるように調整することが望ましい。 続き医療・ヘルスケア分野での産業創出や研究も推進し 5 てまいります。 また、医薬品等につきましても、第一次産業の振興とい う視点から、九州保健福祉大学と農家の方、市とで薬用 作物等の栽培等に取り組んでいるところです。 第2部第7章 企業立地の推進 人口減少対策や地域経済の振興などにつながる取組 過度な推進は好ましくない。自然環境破壊に繋がる として、企業立地は、本市にとって主要な施策であります。 と思う。 一方で、自然環境の保全も重要であると認識しており、 建造物の建築工事から製造に利用する原料、製品 企業立地の際には、法に基づく制限はもとより、地域住民 の使用目的、撤退時の廃棄等、各段階において使用 との関係性も重視しながら進めているところです。 6 される物質を制限・監視し、完全な自主防災体制の また、建築工事から撤退までの一連につきましては、法 構築・運用・履行、自然環境の維持・保護・保全に沿 律及び県・市の条例に従い、適正な運用を行うよう指導 うことを条件としては。 しているところです。

## 第2部第8章 IT産業の集積促進等

災害時の廃棄電子機器に使用されるプラスチックは、莫大な量となり廃棄困難に陥るため、I T企業には、浸水・津波被害予防のため、事務所開設に海抜制限を設けるとよいが、地震・風水害時は被害が出るので、その被害機器類を分解・修理し、使用可能となるような技術を保持することが重要だと思う。

現在、製造業をはじめ様々な産業分野で IT 化が急速に進んでいるところですが、市として、IT 企業をはじめ、企業の事務所開設に海抜制限を設けることは考えておりません。

また、本市においては、発災時には国や関係機関と連携し、プラスチック製品等含め災害廃棄物の迅速な処理・処分に努めてまいります。

一方、SDGs の観点からも、企業によるプラスチック製品のリサイクル等に関する取り組みについては、今後、加速していくのではと考えております。

なお、本市のデジタル革命の拠点となる延岡駅西口街 区再開発ビルの IT 企業誘致フロア (2F) につきまして、津波浸水深につきましては 0.3m (想定し得る最大 規模)、国土交通省が発表した、洪水浸水想定(想 定し得る最大規模)において 1.0m~3.0m未満となっており、浸水・津波災害に強い構成となっております。

7

8

## 食糧危機・食料困難者について

暴飲暴食、運動不足、メタボ者の減少によって食糧配分率の増加を目指すとともに、医療・福祉費等の削減に繋がる。

特に幼少者扶養家庭における貧困者対策は、今後の社会経済維持に不可欠な人材であるため、早急な対策が必要である。

学力の前に健康的栄養均衡を有する食事と、適切な運動による身体能力向上維持・精神的安定・過度な欲求解消等が必要。

市としましては、健診や健康相談、・健康学習会等の 充実による生涯にわたる心と身体の健康づくりへの支援 や、減塩等の食習慣や、ウォーキングなど日々の健康づく りの活動が大事であると考えております。

また、幼少者扶養家庭における貧困者対策については、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、貧困率が高いひとり親家庭への教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援などに取り組み、ひとり親家庭の自立と安定を目指すほか、生活を支えるための相談支援として、「なんでも総合相談センター」による個別ケースに寄り添った、きめ細かな対応を行ってまいります。

また、食育については、平成 31 年 3 月に「延岡市食育・地産地消推進計画」を策定し、家庭、学校、保育所等における食育の推進や、地域活動における食育の推進等について取り組んでいます。

3

第5部第1章 環境保全(2.公害防止と生活環境の保全)

騒音、振動、悪臭の問題がある。特に、市内自動車 用品店で販売されている改造爆音マフラーは売買・取 付・使用を禁止して欲しい。ただし、障がい者にとって は、少々は音が聞こえた方が安全なケースもある。電気 自動車・自転車等では無音で、接近が判別できないケースがある。

他には、危険物(引火・発火・劇物・毒物)の販売・設置している施設には、安全衛生防災を徹底させること。

交換用マフラーの中には、基準に適合するものも存在するため、交換用であること又は純正部品以外であることをもって製造、販売、使用等を制限することは適当ではないと考えます。

現在の道路運送車両法(九十九条の二)では「不正改造行為を行ってはならない」としており、これに違反した場合、6カ月以下の懲役、または30万円以下の罰金が科せられます。

また、危険物の販売・設置等を行っている施設では、 常に安全な状態が維持され災害の防止が図られていなければならないため、消防法や毒物及び劇物取締法等により、詳細に規制されています。さらに、関係機関の立入検査等により定期的な状況確認も行っています。

第5部第2章 廃棄物対策 (1 – 4 プラスチックご み削減)

I T・I o T・I C T・電気自動車等の普及でプラスチックは増加する。削減する方法は、使用しないこと。

工業製品について、自然環境への負荷が少ない原料への切り替えや、廃棄する際の環境への影響など、考えを改める必要があると考える。

I T・I o T・I C T・電気自動車等の普及によるプラスチックの増加や、工業製品等の原料切り替えや廃棄する際の環境への影響などについては、国が「プラスチック資源循環戦略」の中で、効率的な回収リサイクルの基盤整備、再生可能資源によるプラスチック代替、リサイクルの新たな技術開発などについて整備等を支援することとしています。

電気自動車や工業製品を廃棄する段階でのプラスチックについては、廃棄物処理法により産業廃棄物と定義されており、それらの事業活動に伴って生じた廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。また、それらの産業廃棄物の適正処理については、国や県が主体となって必要な措置を講ずることとされており、市町村はそれらの産業廃棄物をのぞいた一般廃棄物について適下処理を進めていく必要があります。

プラスチックごみの削減については、本市としましても、国の方向性も踏まえながら、4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)の取組や分別徹底などによる排出抑制を進め、削減への一層の推進を図ってまいります。

また、後期基本計画は「SDGs」の理念を盛り込んでおり、「社会・経済・環境」の3側面を統合的に捉えた施策を実施することで、様々な地域課題の解決を図りながら、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

10

9

第5部第2章 廃棄物対策(一部の廃棄物につい 動植物食材の廃棄物(食品廃棄物)については、食 て) 品製造業から排出されるものは産業廃棄物、食品加工 動植物食材の廃棄物利用方法の検討。 業から排出されるものは一般廃棄物と分けられています。 食品加工工場・生鮮・鮮魚・牛肉加工時(害獣駆 関連事業者の食品廃棄物については食品リサイクル法に 除も含む)に生じる骨・鱗・皮等、常時不要廃棄部分 より再利用が促進されています。また、食品リサイクル法に より処理されない一般廃棄物については、市町村が適正 再利用を研究・開発等を促進させる。 処理を行うこととなっています。 ごみの減量化・適正処理と4 R (リフューズ、リデュー ス、リユース、リサイクル)を市民や事業者と一体となって 取り組んでいく中で、食品廃棄物の発生抑制・減量化及 11 び再生利用の促進を図るために、市では、出前講座やイ ベント、ホームページなどの広報活動等を通じた啓発を行 い、次世代にも豊かな自然を継承できる循環型社会を目 指して取り組んでいます。 なお、本市も出資している㈱有機肥料センターにおいて は、給食残さや焼酎粕等の食品廃棄物を肥料化する形 で有用されているところです。 第5部第2章 廃棄物対策(貧困対策として 不用品の受け渡しに関しては、既にインターネットや新 今、感染症対策にて一般における不用品のある方 間(伝言板投稿)等によって、個々に取組が行われて と、それを利用したい方との受け渡しが困難である。これ います。 なお、廃棄物対策としては、引続き、食品残さのリサイク についての対策を、少しずつでも行うことも廃棄物減少 12 対策になる。 ル(肥料化)等を進めてまいります。 健康マイレージアプリなど、ヘルスケア分野にもIT等を 第6部第3章 地域の実情にあったスマートシティの構 築 活用することにより、全体では医療費、介護費の抑制が 図られるものと考えております。眼病や身体への影響につ 過度なIT依存は好ましくない。 I T・I o T・I C T 等の過度な利用は、近業を伴 いては、厚生労働省は、連続した作業時間が60分を超 い眼病や身体へ影響を及ぼし、医療・福祉・介護費を えないようにし、作業と作業の間は10~15分休止し、1 13 増加させ財政を圧迫する懸念がある。 ~ 2回の休息を挟むようにガイドラインを設けており、市内 の各事業所においては、そのガイドライン等を踏まえた対 応を行っていただきたいと考えております。

第6部『多様な人材』について

この地域は、国家資格を有する業務・職業が多いが、地域圏にて受験可能な種類・場所・時期が少なく、多くの労働基準監督署管轄の資格試験は、県北内で受験不可である。学習は自力で行うとしても、試験会場近郊居住の受験者と比較して、学習環境的・経済的・精神的負担が大きい。これを是正する必要がある。

学校があればそこで学習可能という考えは古い。小中学生でも年齢制限が無い資格免許取得を公開し、幼少期から人材育成を目論み定住者増加に繋げる。自身の経験から、学校の学習内容は、社会に出て直接必要・利用可能な知識はあまり無く、使用範囲外になるものが多い。また、文部科学省の実施する学習内容は、大学合格を目標にしているが、大卒者すべてが優秀ではない。

大卒者全員が優秀ならば、犯罪を減少でき、多様な 危機的状況にも対応でき回避行動を行え、周囲の 人々の救済も可能になる。

もし、放置続ければ、人材の隔たりが生じ、新規業務開発を妨げ、別の方向も見つけ出せず、衰退する。現役世代者が不合格で諦めても、その経験を踏まえ、次世代者が挑戦し合格でき、新規業務開発へ繋がるよう、受験環境整備・施行を行う。人生100年と豪語するなら、これも生涯学習の方向性である。

少子高齢化や人口減少が進む中、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、行政だけではなく、住民、企業、NPOなど、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として積極的に参画できるよう、多様な人々が活躍できる環境や機会づくりを積極的に進める必要があり、そのためにも、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが活躍し、多様性に富む豊かな地域社会をつくることが重要です。

その際、地域の住民のみならず、域内外の個人、NPO、企業、金融機関、教育機関などの多様な主体を地域に関わる一人ひとりの担い手として捉えていくことが、地方創生の当事者の拡大につながることから、行政や地域社会は、地域の担い手として幅広く捉え、義務的ではなく本当にその地域にコミットして自律的に活動する主体とそれを支援する主体を少しでも増やすよう取り組んでいく必要があります。

長期総合計画には SDGs の理念を盛り込んでおりますが、その中で、年齢や性別、職業などを分けて考えるのではなく、一人ひとりに違いがあることを当たり前に受け入れ、そのうえで能力や可能性を引き出し、それを強みとして活かすという「ダイバーシティ(多様性)」の考えがとても重要であると考えており、多様な人材を活かしたまちづくりに取り組んでまいります。

また、本計画の第2部第8章「IT産業の集積促進等」などにもあるように、オンライン学習や各分野のリモート対応等を一層進め、地理的ハンディの解消などにもつなげていきたいと考えております。

14